

東京都アルコール健康障害対策推進計画（第3期） 概要

計画の概要

- アルコール健康障害対策基本法に基づき、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進する計画
- 計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

取組の視点・目標

1 アルコール健康障害の発生予防

飲酒に伴うリスク等の普及啓発を通じ、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

- 【目標】・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減少させる
- ・20歳未満の者の飲酒及び妊娠中の飲酒をなくす

現状 (令和6年)	男性16.8%、女性12.9%
目標値	男性12%以下、女性8%以下

2 切れ目のない支援体制の整備（相談・治療・回復支援）

相談から治療、回復支援に至る支援体制の整備と連携強化

- 【目標】・専門医療機関を都内で15か所以上に拡充（令和8年1月末時点10か所）
- ・アルコール依存症への正しい知識の普及と理解促進

<研修の修了者数：5年間で1,800人以上>

3 アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援

当事者及び家族がより円滑に支援に結び付くよう、相談支援体制等を強化

- 【目標】・都が開催する連携会議や研修において、全区市町村の児童福祉部門等関連部署の参加

具体的な取組

1 普及啓発の促進

- ・飲酒のリスクや依存症に関する正しい知識の理解促進に向け、リーフレットの配布やホームページでの情報発信を実施
- ・毎年11月のアルコール関連問題啓発週間に合わせ、新たにアルコール依存症に関する都民向けシンポジウムの開催や啓発動画を活用した普及啓発を実施
- ・飲酒運転の防止や20歳未満の者の飲酒防止に向けた普及啓発の実施

2 相談支援体制の充実

- ・依存症相談拠点における専門相談、本人・家族向け支援プログラム等の実施
- ・LINEを活用した相談や、新たに支援団体等と連携した特別相談等を実施
- ・依存症ポータルサイトにおいて、都内の相談機関や民間団体に関する情報を周知

3 医療提供体制の充実

- ・二次医療圏単位での整備を目指すなど、より多くの地域で専門医療機関を追加選定
- ・依存症治療拠点（都立松沢病院）において、医療従事者を対象とした研修、連携会議や講演会等の開催により、一般医療機関と専門医療機関との連携を強化

4 関係機関との連携強化

- ・依存症当事者の家族支援の充実に向け、依存症に係る連携会議や研修において、児童福祉部門や高齢部門等、多様な関係機関の参加を促進
- ・依存症相談拠点における地域連携会議や、依存症治療拠点（都立松沢病院）における医療機関向け連携会議、受診後の患者を自助グループに円滑につなぐための取組を実施